

みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

TOPIC

自賠責保険料が今年の4月から引き上げられます!!

すべての自動車・バイクの強制保険

すべての自動車に加入することが義務付けられている強制の保険が、「自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)」です。四輪の自動車のほか、バイクも加入しなくてはなりません。原動機付自転車も加入の対象となっています。



この自賠責保険は、

交通事故の被害者を保護することを目的としている保険です。運転中に交通事故を起こして、他人を死亡させたり、けがを負わせたりした場合に、事故の被害者側に保険金が支払われます。したがって、事故を起こした本人の治療費や自動車の修理代、他人の財産を壊した場合などは補償されません。



全車種平均で13.5%アップ

保険料は、事故が増加するなどして、保険金の支払いが増えてくると高くなり、逆に保険金の支払いが減ってくると安くなりますが、被害者の救済を目的とした強制保険であり、社会保障的な性格を持っている保険であるため、保険会社の利益は発生しない仕組みになっています。どの保険会社で契約しても保険料や保険の内容は同じですが、自動車の種類などによって保険料は変わります。

この自賠責保険の保険料は、2011年4月から制度改正により、自動車事故で亡くなった方や後遺障害を負った方への保険金の支払額が多くなったことを主な理由に引き上げられましたが、その際に

2013年4月からもさらに引き上げられることとされました。

今年の4月から、全車種平均で13.5%引き上げられ、例えば、自家用乗用車(2年契約の総額、沖縄県や離島など一部地域は異なります)では、現在の2万4,950円の保険料は、2,890円高くなり、2万7,840円になります。

主な車種別の自賠責保険料(2年契約、沖縄・離島を除く)

| 車種 | 現行 | 2013年4月以降 |
|---------|---------|-----------|
| 自家用自動車 | 24,950円 | 27,840円 |
| 軽自動車 | 21,970円 | 26,370円 |
| 小型二輪自動車 | 14,110円 | 13,640円 |
| 原動機付自転車 | 9,420円 | 9,870円 |

限度額を超えたら任意の自動車保険

自賠責保険の保険金は、被害者1人について支払う限度額が決められています。被害者に後遺障害を負わせた場合、後遺障害の程度によって75万~4,000万円が支払われるほか、死亡は3,000万円、ケガによる損害は120万円などです。

これまでの交通事故では、後遺障害を受けた方の損害額が数億円と認定される判決などもあります。

このような場合、自賠責保険金の限度額を超える部分は、個人で負担することになりますが、支払うことは難しいのが現実です。また、他人のものを壊してしまった場合の損害賠償額も最近では高額化しています。そのため、万が一の事態に備えて、自賠責保険の上乗せ保険として、任意で保険会社の「自動車保険」に加入するのが一般的となっています。